

欠席及び補習に関する取扱いについて

令和7年1月8日 医学科教務学生委員会 決定

1. 実習の欠席について

「臨床実習1」は、全実習に出席することが必須であり、原則として欠席は認められない。

ただし、(1) 急性の病気、(2) 忌引き（配偶者、二親等以内の親族）、(3) 不慮の事故（自損・他損を問わない。）、(4) その他やむを得ない事情により欠席する場合は、事前に当該実習担当教員及び教務学生係に連絡のうえ、復帰後1週間以内に「臨床実習欠席届」を提出しなければならない。また、担当教員が求めた場合には必要書類（診断書、証明書等）を添付すること。

なお、上記(4)その他やむを得ない事情として、課外活動による欠席ならびに病院見学を理由とした欠席は、これを認めない。ただし、学会発表を理由とした欠席についての取扱いは、別に定める。

2. 補習の取扱いについて

上記(1)～(4)の理由により実習を欠席した場合においても、欠席した日数が当該診療科での実習日数の50%を超える場合は、長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）等に補習を受けることを必須とする。補習日数及びその実施方法については、補習を行う当該サブユニットの裁量によるものとする。